

## 青森県個人情報保護審査会の答申（平成21年9月4日付け答申第7号）の概要

### 1 件名

県立保健大学非常勤職員採用試験書類選考評定票に係る保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立て

### 2 審査会の結論

公立大学法人青森県立保健大学（以下「実施機関」という。）は、平成〇年度公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員採用試験書類選考評定票（以下「本件対象保有個人情報」という。）における、選考基準のうち主な着眼点を開示すべきである。

### 3 経緯

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 保有個人情報開示請求 | 平成21年2月6日  |
| (2) 一部開示決定     | 平成21年2月12日 |
| (3) 異議申立て      | 平成21年4月13日 |
| (4) 諮問         | 平成21年4月15日 |

### 4 審査会の判断理由

#### (1) 本件対象保有個人情報について

実施機関では、平成〇年度末をもって雇用期間が満了する非常勤職員の後任を採用するために、非常勤職員採用試験を実施している。当該非常勤職員採用試験の試験案内によると、経理事務、一般事務及び司書の試験区分を設けて、書類選考及び面接試験を行うこととされており、書類選考の合格者に対して、面接試験が行われることとされている。

また、この書類選考においては、提出書類に基づいて受験資格の有無が判定されるとともに、小論文により職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての選考が行われることとされており、本件対象保有個人情報は、この書類選考に当たって作成された評定票である。

#### (2) 本件対象保有個人情報のうち本件異議申立てに係る情報について

本件対象保有個人情報のうち本件異議申立てに係る情報は、選考基準のうち主な着眼点及び評定者氏名である。

#### (3) 条例第21条第1項第8号該当性について

ア 実施機関は、本件対象保有個人情報における、選考基準のうち主な着眼点及び評定者氏名については、条例第21条第1項第8号ニに該当するとして、不開示としているので、以下、これらの情報の条例第21条第1項第8号ニの該当性を検討する。

イ 条例第21条第1項第8号の趣旨について

- (ア) 条例第21条第1項第8号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、

「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

- (イ) このうち、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の趣旨は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあることから、このような情報については、不開示とするものである。
- (ウ) また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されることである。

#### ウ 検討の経過

- (7) 選考基準のうち主な着眼点について
- a 当審査会は、選考基準のうち主な着眼点は、受験申込者が一般的に推測できない具体的な評価基準であるものかを検討するため、図書館で閲覧又は貸出の対象とされている小論文の書き方について解説した、二、三の市販の図書の内容を見分したところ、当該主な着眼点の相当部分は、当該図書において示されている内容と重なるものであり、又は当該図書において示されている内容から十分に推測することができるものであることが認められた。
- b また、本非常勤職員採用試験の受験申込者であれば、このような小論文の書き方について解説した市販の図書を購入するなどして、事前に受験対策を講じることは十分に考えられる。これらのことからすると、選考基準のうち主な着眼点の相当部分は、受験申込者であれば一般的に予想し得るものと考えられる。
- c さらに、当該主な着眼点の相当部分は、小論文を作成するに当たっての基本的なルールとも言えるような内容であり、仮にこれらの情報を開示しても、直ちに受験申込者が優れた小論文を作成することは難しいものと考えられる。
- d 一方、当審査会は、bに係る部分を除いた主な着眼点の一部が公にされていたものかを検討するため、公共職業安定所及び実施機関のホームページに掲載されていた本非常勤職員採用試験に係る試験案内を見分したところ、当該主な着眼点の一部は、当該試験案内において示されている内容と重なるものであることが認められた。
- e これらのことからすると、選考基準のうち主な着眼点を開示することにより、次回以降の採用試験において、異議申立人が当該主な着眼点を意識した小論文を作成するとしても、そのこと自体から、実施機関が職務の遂行に必要な識見、判断力及び思考力等を正確に把握することが困難となり、又は開示を受けた異議申立人が他の受験申込者より著しく有利となることで、採用試験の公平性が損なわれると認めることはできない。
- f したがって、選考基準のうち主な着眼点を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、当該主な着眼点は、条例第21条第1項第8号ニに該当しない。
- (イ) 評定者氏名について

- a 当審査会は、小論文の評定は、評定者による主観的判断を基本とするものかどうかについて、本件対象保有個人情報も見分した上で検討したところ、本件対象保有個人情報における評定者1と評定者2の評点が異なることが認められたため、小論文の評定は、評定者の主観的判断を含むものであると考えられる。
- b このような小論文の評定の性格からすると、書類選考に不合格となった者が、単に自分が不合格とされた理由を知りたいと思うだけでなく、場合によっては、小論文の評定の公平性や透明性に疑念を抱いたり、あるいは、評定者の資質そのものに疑念を抱いたりすることも、一般的にはあり得ると考えられる。
- c 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の申出に対して適切かつ迅速な処理に努める責務を有する（条例第38条）。  
しかしながら、仮に評定者氏名を開示した場合には、実施機関ではなく当該評定者に対して直接不合格の理由の詰問がなされたり、不合格としたことに対する苦情、批判、いわれのない非難が浴びせられるおそれがあることは、否定できない。
- d また、評定者氏名を開示することによって評定者に対する苦情等がなされた場合には、評定者の任を引き受けることを拒否する者が生じることも考えられる。この点に関し、実施機関はその提出した書面において、「書類選考の結果にどうしても納得できない受験申込者が、評定者に対し再三にわたり説明を求め、ひいては評定者の業務に支障を来し、この結果、その説明を繰り返し行うことの困難さから、評定者が画一的な評定に終始するといった可能性を否定できない。さらには、このような事例が生ずることにより、次回以降の採用試験において、実施機関は評定者を確保できないことが懸念され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものである」旨を述べているところである。
- e これらのことからすると、評定者氏名を開示すると、次回以降の採用試験において、評定者の任を引き受けることを拒否する者が生じることにより、実施機関は評定者を確保することが困難になるなど、書類選考の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、そうすると、実施機関は真に求める人材を採用することが極めて困難になると考えられる。
- f したがって、評定者氏名を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、評定者氏名は、条例第21条第1項第8号ニに該当する。

#### (4) 結論

以上のとおり、選考基準のうち主な着眼点は、条例第21条第1項第8号ニに該当しないと認められるので、これを開示することが妥当であり、評定者氏名は、条例第21条第1項第8号ニに該当すると認められるので、これを不開示とすることが妥当であり、2のとおり判断する。